

学生支援委員会規程の制定に伴う新居浜工業高等専門学校諸規程の整備に関する規程

平成19年3月28日規程第9号

第1条 新居浜工業高等専門学校学生の懲戒処分に関する規程の一部を次のように改正する。

見出し中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

第5条中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

第6条中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

第2条 新居浜工業高等専門学校入学料の免除及び徴収猶予取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

第11条中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

第3条 新居浜工業高等専門学校授業料寄宿料免除等取扱規程の一部を次のように改正する。

第23条中「学生委員会」を「学生支援委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。